

# 第81期定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月27日（木曜日）  
午前10時  
場所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階

東京汽船株式会社

証券コード：9193

○目次	
第81期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(添付書類)	
事業報告 .....	2
計算書類 .....	14
連結計算書類 .....	22
監査報告書 .....	30
株主総会参考書類 .....	33
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	
第5号議案 役員賞与の支給の件	
株主総会会場ご案内図 .....	裏表紙

株 主 各 位

横 浜 市 中 区 山 下 町 2 番 地  
東 京 汽 船 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 齊 藤 宏 之

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容の報告の件
  2. 第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
  - 第5号議案 役員賞与の支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyokisen.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当社第81期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の事業の経過およびその成果をご報告申し上げます。

当事業年度における日本経済は、世界的な景気拡大を背景に企業業績は堅調に推移し、個人消費も雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調となりました。

当社の主たる事業である曳船事業を取り巻く状況につきましては、第2四半期以降増加傾向を示していた東京湾への入出港船舶数が年初から弱含みに転じております。

このような経済環境のなかで、当社は総力を挙げて業績向上に努め、売上高は前期に比べ336百万円増収の8,176百万円（前期比4.3%増）となりました。

これを地区別に見ますと、横浜川崎地区では、鉾石船やバルカー船の入出港数は減少となりましたが、タンカーやLPG船等の危険物積載船への作業数の増加に加え、燃料油価格の上昇を受け、適用される燃料油価格調整金が増加したこともあり増収となりました。

横須賀地区では、特殊海難救助作業が売上増に大きく寄与し、ハーバータグ作業も増加し増収となりました。

千葉地区では、大型タンカーの入港数が増加し、造船所作業や特殊警戒作業もあり増収となりました。

また、その他事業部門では北九州響灘沖洋上風力発電実証研究事業向けの交通船の運航が10月から開始され増収となりました。

次に利益面では、原油価格が昨年年初から上昇し燃料費は大幅に増加しましたが、増収効果により営業利益は689百万円（前期比41.3%増）となり、経常利益は975百万円（前期比31.3%増）となりました。当期純利益は、曳船の売却益（固定資産売却益）が前期に比べ59百万円増加したこともあり、807百万円（前期比90.9%増）となりました。

#### (2) 対処すべき課題

当社が曳船事業を営む東京湾での曳船作業対象船舶数は、コンテナ船や自動車専用船各社の運航船舶大型化による寄港数削減他の要因で低迷が続いております。また、燃料油価格の上昇もあり、収益性が損なわれています。

当社の事業は、減価償却費や船員費用などの固定比率が高いという特徴があります。当社は、船員費用などのコスト削減に取り組むとともに、設備稼働率の向上を課題としています。そのため、総売上高の増加を目指すとともに、適正な船隊規模を確保する観点から曳船1隻あたりの売上高の改善も重視しています。

一方、オペレーション面では作業対象船舶の大型化が進んでいるため、高馬力の曳船と曳船乗組員の高度な技能が要求されています。

このような状況に対処すべく、当社は以下の諸施策に取り組んでおります。

- ①全日本海員組合との曳船運航定員削減交渉を前進させ、定員削減船の隻数を増加させ、コスト低減化を実現する。
- ②乗組員の高い技能を維持し安全な曳船サービスを安定的に提供するために、教育訓練充実による技能の継承・向上に引き続き取り組む。
- ③継続的な研究開発によりイノベーションを進めて最新鋭曳船を投入することにより、将来の環境規制強化へ対処し環境負荷を低減するとともに、作業効率と安全性を高めて行く。
- ④IT高度化とデジタル化を推進し、各業務プロセスの一体的な効率化と有効化を図る。
- ⑤既存事業のノウハウを活かして国内外での新規事業の開拓に取り組む。特に、洋上風力発電向け交通船事業については、今後とも実践・研究を重ね発展させて行く。

当社は、曳船事業において東京湾全域に亘って、船舶の安全航行をサポートし、海難事故へ即応することにより海上交通効率化ならびに海洋環境保全への貢献といった公共的役割を果たして行く所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当期中の設備投資額は、955百万円であります。その主なものは、曳船2隻の建造および建造中の曳船1隻であり、所要資金は自己資金によって充当しております。

### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第78期	2016年度 第79期	2017年度 第80期	2018年度 第81期 (当期)
売上高	8,020百万円	7,899百万円	7,840百万円	8,176百万円
営業利益	740百万円	581百万円	487百万円	689百万円
経常利益	1,069百万円	799百万円	742百万円	975百万円
当期純利益	900百万円	758百万円	422百万円	807百万円
1株当たりの当期純利益	90円44銭	76円19銭	42円50銭	81円14銭
総資産	19,169百万円	19,944百万円	20,270百万円	20,997百万円
純資産	16,161百万円	16,759百万円	16,824百万円	17,372百万円
1株当たりの純資産額	1,624円15銭	1,684円50銭	1,691円39銭	1,746円51銭

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しており、2017年度（第80期）は遡及適用後の数値となっております。

**(5) 重要な親会社および子会社の状況**

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
東京湾フェリー株式会社	百万円 100	80.0 %	千葉県金谷／神奈川県久里浜間の一般旅客および自動車航送の定期航路事業
東港サービス株式会社	百万円 25	46.2 %	東京港での曳船事業
株式会社ポートサービス	百万円 16	48.8 %	横浜港での観光船、交通船事業

(注) 上記の重要な子会社3社を含む5社が連結子会社であり、持分法適用会社は8社であります。当期の連結売上高は、12,713百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,006百万円であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(6) 主要な事業内容**

当社の主たる事業は、大型船舶の海上での安全確保を任務とする曳船事業で、横浜港、川崎港、千葉港、横須賀港における船舶の安全な離接岸の補助業務（ハーバータグ業務）、浦賀水道・中の瀬航路における進路警戒業務（エスコートタグ業務）、防災業務、東京湾口での水先艇の運航業務等を行っております。

**(7) 主要な営業所**

本社	神奈川県横浜市中区
千葉支店	千葉県千葉市
横須賀支店	神奈川県横須賀市

**(8) 従業員の状況**

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
233名	1名増	37.97才	14.82年

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社横浜銀行	200百万円
株式会社りそな銀行	180百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,040,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,947,133株  
(自己株式62,867株を除く。)  
(3) 当事業年度末の株主数 774名  
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
齊藤昌哉	1,358,845 株	13.66 %
株式会社商船三井	1,112,900	11.19
ビービーエイチフォー ライズド ストック ファンド	825,900	8.30
共栄火災海上保険株式会社	500,000	5.03
京浜急行電鉄株式会社	500,000	5.03
齊藤宏之	372,000	3.74
株式会社みずほ銀行	350,000	3.52
東海汽船株式会社	326,000	3.28
株式会社横浜銀行	307,000	3.09
日本生命保険相互会社	300,000	3.02

(注) 持株比率は、自己株式(62,867株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	齊 藤 昌 哉	東海汽船(株)社外取締役
代表取締役社長	齊 藤 宏 之	
常務取締役	川 名 勝	千葉支店長
常務取締役	小 山 武 志	横須賀地区担当
取締役	安 達 直	海務部長
取締役	山 崎 淳 一	営業部長
取締役	佐 藤 晃 司	総務部長兼経理部長
取締役	沼 井 秀 男	工務部長
取締役	山 崎 潤 一	東海汽船(株)代表取締役社長
常勤監査役	柿 坪 精 二	
監査役	池 田 直 樹	弁護士
監査役	岩 本 光 男	

注1. 取締役山崎潤一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役柿坪精二氏、池田直樹氏および岩本光男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 社外取締役山崎潤一氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

注4. 監査役柿坪精二氏ならびに岩本光男氏は、金融機関在籍時に培われた財務に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
報 酬 等	9人	208,700 千円	3人	26,000 千円	12人	234,700 千円
(内社外役員)	(1人)	(2,500) 千円	(3人)	(26,000) 千円	(4人)	(28,500) 千円

注1. 上記には役員賞与として35,000千円の引当金額が含まれております。

注2. 上記の支給のほか次の通りのものがあります。

使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与総額63,266千円。

注3. 1991年6月27日開催第53期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）、1982年6月30日開催第44期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を36,000千円以内と決議されております。



### (3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 山崎潤一
- ア. 当社と兼職先との関係  
東海汽船株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社発行済株式（除、自己株式）の3.28%を保有しております。
- イ. 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、主に旅客船会社の経営者としての専門的見地から、議案審議等につき必要な発言を行っております。
- ② 監査役 柿坪精二
- ア. 当社と兼職先との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
- (i) 取締役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
- (ii) 監査役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の監査役会に8回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する相当程度の知見およびその後の総務担当取締役としての経験に基づき、監査業務全般にわたり意見を表明しております。
- ③ 監査役 池田直樹
- ア. 当社と兼職先との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
- (i) 取締役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の取締役会に5回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
- (ii) 監査役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の監査役会に8回（全回）出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- ④ 監査役 岩本光男
- ア. 当社と兼職先との関係  
該当事項はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
- (i) 取締役会への出席状況および発言状況  
当事業年度の取締役会に5回(全回)出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
- (ii) 監査役会への出席状況および発言状況  
当事業年度の監査役会に8回(全回)出席し、金融機関在籍時に培った財務の専門的知識およびその後の経営者ならびに常勤監査役としての経験に基づき発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	27,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分していないため、合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂について決議いたしました。改訂後の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「企業行動憲章」に基づいて行動しています。
- ・取締役社長は全役職員による法令の遵守を徹底しています。
- ・総務担当取締役がコンプライアンス担当の役員として、コンプライアンスに係る組織横断的な社内調査を適宜実行して監査役、外部専門家とも連携をはかりつつ、法令への適合性のチェックを行っています。
- ・総務担当取締役は内部監査責任者として、取締役会、取締役社長および経営会議へコンプライアンス状況の報告を適宜行っています。
- ・内部通報窓口制度を設け、使用人が法令違反行為を直接通報することが可能となっています。
- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たず、不当な要求に対しては拒絶する施策をとっています。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・各部門担当取締役は業務執行に係る情報を適切に文書化しています。
- ・総務担当取締役は文書化の履行状況を総括し、取締役会、取締役社長および経営会議による意思決定に係る文書を保存、管理しています。
- ・取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしています。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営会議は、リスク管理に関する基本方針・体制の整備、各種潜在リスクの特定と担当の取締役の明確化、リスク状況把握と対応策の決定、リスク対応状況の監視、社内での教育と啓蒙の実施方針等を定めています。
- ・各種リスク担当取締役による個別リスクの管理に加え、リスク管理統括の担当取締役は組織横断的なリスク管理統括を行います。
- ・各取締役は重要なリスク関連情報を迅速に取締役社長、経営会議、リスク管理統括の担当取締役に報告し、全社的なリスク対応方針を決定する体制となっています。
- ・リスクが顕在化した場合は迅速な対処を行い会社への損害を最小化する体制となっています。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役会規則および組織、業務分掌、職務権限についての諸規程により取締役会、取締役社長又は経営会議、各部門担当取締役の各レベルにおける意思決定の責任と権限が明確化されています。
- ・各部門担当取締役は、部門情報の正確かつ迅速な報告を取締役社長又は経営会議に対して行います。
- ・各部門担当取締役は、各レベルにおいて決定された事項について組織横断的かつ効率的に業務執行します。
- ・各部門担当取締役は報告基準に基づき取締役会、取締役社長又は経営会議へ担当業務執行状況の報告を行います。

**(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当社の担当区分に応じた担当取締役および当該子会社の取締役となっている当社取締役（以下、子会社担当取締役という）が、当該子会社の取締役および業務を執行する社員の職務の執行内容を的確に把握するため、関係会社管理規定に子会社から報告を受けるべき重要な事項を定めるとともに、定期的に報告がなされる体制となっています。
- ・子会社担当取締役は、当該子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、取締役会、取締役社長又は経営会議に報告し、取締役社長又は経営会議は適宜対処のための意思決定を行います。
- ・子会社におけるコンプライアンス、リスク管理体制の適正な運営を確保するために、総務担当取締役が統括を行います。
- ・子会社担当取締役が、子会社におけるコンプライアンスの状況を確認し、指導、対処を図ります。
- ・子会社担当取締役が、子会社における各種リスクに対して、当該子会社の担当者と連携を密にし、迅速な情報収集、指導、対処を図ります。
- ・内部監査担当取締役が、当社の内部監査基準に準じて毎年子会社の内部監査を実施します。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査役の職務を補助する組織を総務部としています。
- ・監査役は必要に応じ適宜補助者を指名し、補助者は情報の収集、報告等の補助業務を監査役に対して行います。
- ・監査役から指名を受けた補助者の、監査役の職務の補助に必要な権限は確保されます。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・ 監査役の補助をした者の人事異動、評価、懲戒処分に関しては、監査役は適宜、意見を表明しこれは尊重されます。
- ・ 監査役の補助をした者の補助の内容については人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・ 取締役および使用人は、監査役への報告に関する規程に基づき、以下の事項を含む重要事項を監査役又は監査役会に報告します。
  - 当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - 当社および子会社の取締役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実
  - リスク管理に関する重要事実
  - 当社および子会社に関する事項で監査役が報告を求めたもの
- ・ 使用人の監査役への報告については、人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

**(9) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 常勤監査役は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧を行い取締役の職務執行を監査することができます。
- ・ 内部監査制度により、総務担当取締役が内部監査責任者として監査役との連携を保ち監査効率の向上を図り、内部監査報告書を監査役に提出します。
- ・ 監査役は子会社監査役と意見交換を行い、当該子会社の内部監査に立ち会うことができます。
- ・ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を、監査役の求めに応じて支払います。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 2019年3月期における「財務報告に係る内部統制」の監査および「コンプライアンス状況」の調査を実施し、内部監査責任者および担当者から2019年4月8日に整備・運用状況評価結果報告を受け、内部統制上の重要な不備および重要な不正または法令違反行為がないことを確認いたしました。
- (2) 2019年3月期における当社および連結グループの法令等の遵守状況、また各社のリスク管理状況におきましては、当社担当取締役が連結グループ各社の取締役会および経営会議に出席し審議に加わり、必要に応じて経営トップとの意思疎通を図り、以下の報告を受けております。
  - ・重要な法令等の違反は認められませんでした。
  - ・リスク管理においても適切に把握し迅速な対応策を決定しました。
  - ・社内研修および外部研修を実施し、また、イントラネットや社内通報制度等を通じて情報を把握・共有に努めました。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>12,200,130</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,675,552</b>
現金及び預金	9,716,016	海運業未払金	557,479
海運業未収金	1,938,482	短期借入金	580,000
立替金	296,980	未払金	49,349
貯蔵品	54,479	未払法人税等	200,237
前払費用	20,346	未払費用	19,352
その他流動資産	174,274	預り金	94,861
貸倒引当金	△ 449	役員賞与引当金	40,000
<b>固定資産</b>	<b>8,797,221</b>	賞与引当金	132,195
<b>有形固定資産</b>	<b>5,812,312</b>	その他流動負債	2,076
船舶	5,022,908	<b>固定負債</b>	<b>1,949,070</b>
建築物	168,829	退職給付引当金	710,233
構築物	41,589	役員退職慰労引当金	496,311
車両及び運搬具	925	特別修繕引当金	269,740
器具及び備品	15,313	関係会社支援損失引当金	408,146
土地	368,800	その他固定負債	64,638
建設仮勘定	193,945	<b>負債合計</b>	<b>3,624,623</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>59,428</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	33,223	<b>株主資本</b>	<b>17,221,509</b>
電話加入権	2,905	資本金	500,500
その他無形固定資産	23,300	資本剰余金	75,357
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,925,479</b>	資本準備金	75,357
投資有価証券	1,582,985	利益剰余金	16,690,886
関係会社株式	1,050,522	利益準備金	125,125
繰延税金資産	34,617	その他利益剰余金	16,565,761
その他長期資産	351,060	退職積立金	310,000
貸倒引当金	△ 93,707	配当引当金	100,000
<b>資産合計</b>	<b>20,997,351</b>	貸倒準備金	120,000
		圧縮記帳積立金	525,825
		別途積立金	13,360,000
		繰越利益剰余金	2,149,935
		<b>自己株式</b>	<b>△ 45,234</b>
		評価・換算差額等	151,218
		その他有価証券評価差額金	193,537
		繰延ヘッジ損益	△ 42,318
		<b>純資産合計</b>	<b>17,372,728</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,997,351</b>

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
海 運 業 収 益	8,176,672
海 運 業 費 用	6,388,153
海 運 業 利 益	1,788,519
一 般 管 理 費	1,099,301
営 業 利 益	689,217
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	774
受 取 配 当 金	235,831
そ の 他 営 業 外 収 益	59,615
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,560
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,999
そ の 他 営 業 外 費 用	862
経 常 利 益	975,016
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	189,412
特 別 損 失	
関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金 繰 入 額	23,987
税 引 前 当 期 純 利 益	1,140,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	333,644
法 人 税 等 調 整 額	△307
当 期 純 利 益	807,104



## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金
2018年4月1日残高	500,500	75,357	125,125	15,957,600
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△198,942
圧縮記帳積立金積立				
圧縮記帳積立金取崩				
別途積立金積立				
当期純利益				807,104
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	608,161
2019年3月31日残高	500,500	75,357	125,125	16,565,761

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	
2018年4月1日残高	△45,234	16,613,347	211,089	—	16,824,437
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△198,942			△198,942
圧縮記帳積立金積立		—			—
圧縮記帳積立金取崩		—			—
別途積立金積立		—			—
当期純利益		807,104			807,104
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	△17,552	△42,318	△59,871
事業年度中の変動額合計	—	608,161	△17,552	△42,318	548,290
2019年3月31日残高	△45,234	17,221,509	193,537	△42,318	17,372,728

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	退職積立金	配当引当積立金	貸倒準備金	圧縮記帳積立金
2018年4月1日残高	310,000	100,000	120,000	504,073
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				117,983
圧縮記帳積立金積立				△96,231
圧縮記帳積立金取崩				
別途積立金積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	21,752
2019年3月31日残高	310,000	100,000	120,000	525,825

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2018年4月1日残高	13,160,000	1,763,526	15,957,600
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△198,942	△198,942
圧縮記帳積立金積立		△117,983	—
圧縮記帳積立金取崩		96,231	—
別途積立金積立	200,000	△200,000	—
当期純利益		807,104	807,104
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	200,000	386,409	608,161
2019年3月31日残高	13,360,000	2,149,935	16,565,761

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - 子会社株式及び  
関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 貯蔵品……………先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
  - 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
  - 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
  - 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。
  - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、発生時から費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
  - 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - 特別修繕引当金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。
  - 関係会社支援損失引当金……………債務超過関係会社の支援に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：オイルアバレージスワップ

ヘッジ対象：燃料費

・ヘッジ方針

商品（燃料）の市場相場変動等に伴うリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比較によって有効性を評価しております。

④ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		9,499,807千円
2. 関係会社に対する金銭債権	短期金銭債権	689,946千円
3. 関係会社に対する金銭債務	短期金銭債務	79,512千円
4. 保証債務		
他の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。		
㈱ポートサービス		350,000千円

## (損益計算書に関する注記)

## 1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

海 運 業 収 益	287,594千円
海 運 業 費 用	1,209,066千円
一 般 管 理 費	1,367千円

営業取引以外の取引による取引高の総額

323,720千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	62,867	—	—	62,867	

## (税効果会計に関する注記)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未納事業税	13,157千円
賞与引当金	40,068 "
賞与引当金に係る社会保険料	7,113 "
退職給付引当金	215,271 "
役員退職慰労引当金	150,431 "
特別修繕引当金	27,847 "
関係会社支援損失引当金	123,709 "
ゴルフ会員権評価損	1,841 "
投資有価証券評価損	65,673 "
繰延ヘッジ損益	18,405 "
その他	31,689 "

繰延税金資産小計 695,209千円

評価性引当額 △371,116 "

繰延税金資産合計 324,093千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金認定損	△228,695千円
その他有価証券評価差額金	△60,780 "

繰延税金負債合計 △289,475千円

差引：繰延税金資産の純額 34,617千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ボートサービス	直接 48.8%	役員の兼任	債務保証	350,000千円	—	—
子会社	浦賀マリンサービス㈱	直接100.0%	役員の兼任	運航委託	—	海運業未収金	329,064千円
子会社	東亜汽船㈱	直接100.0%	従業員の出向	定期用船	730,896千円	—	—
関連会社	千代田海事㈱	直接 50.0%	役員の兼任	船舶建造 代金立替	—	立替金	278,443千円

- (注) 1 当社は㈱ボートサービスの銀行借入に対し債務保証を行っております。  
なお、保証料は受け入れておりません。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
定期用船料につきましては、一般の取引条件を勘案して決定しております。  
なお、浦賀マリンサービス㈱に対する海運業未収金については、運航委託契約に基づき、同社が当社に代って得意先より取り立て、当社に入金する予定のものであります。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産   | 1,746円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円14銭    |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,667,524</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,374,446</b>
現金及び預金	11,554,954	支払手形及び買掛金	1,022,385
売掛金	2,382,914	短期借入金	1,395,000
たな卸資産	114,957	1年以内返済予定の長期借入金	133,584
その他流動資産	617,554	未払法人税等	262,094
貸倒引当金	△ 2,856	未払消費税等	32,753
<b>固定資産</b>	<b>13,135,574</b>	役員賞与引当金	40,000
<b>有形固定資産</b>	<b>7,975,895</b>	賞与引当金	211,841
建物及び構築物	239,302	その他流動負債	276,788
船舶	6,061,535	<b>固定負債</b>	<b>2,950,361</b>
機械装置及び運搬具	6,161	長期借入金	345,923
器具及び備品	39,321	役員退職慰労引当金	496,311
土地	1,435,628	特別修繕引当金	379,244
建設仮勘定	193,945	退職給付に係る負債	1,515,212
<b>無形固定資産</b>	<b>68,395</b>	繰延税金負債	133,499
ソフトウェア	39,260	資産除去債務	3,151
電話加入権	5,835	のれん	2,373
その他無形固定資産	23,300	その他固定負債	74,646
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,091,283</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,324,808</b>
投資有価証券	1,831,661	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	2,677,474	<b>株主資本</b>	<b>20,379,809</b>
繰延税金資産	202,572	資本金	500,500
その他長期資産	482,822	資本剰余金	75,357
貸倒引当金	△ 103,247	利益剰余金	19,849,186
<b>資産合計</b>	<b>27,803,098</b>	自己株式	△ 45,234
		その他の包括利益累計額	106,023
		その他有価証券評価差額金	222,785
		繰延ヘッジ損益	△ 42,318
		為替換算調整勘定	△ 21,816
		退職給付に係る調整累計額	△ 52,627
		非支配株主持分	992,457
		<b>純資産合計</b>	<b>21,478,289</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>27,803,098</b>

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,713,787
売上原価		9,854,242
売上総利益		2,859,545
販売費及び一般管理費		
販売費	290,763	
一般管理費	1,685,313	1,976,076
営業利益		883,468
営業外収益		
受取利息	841	
受取配当金	46,621	
のれん償却額	9,493	
持分法による投資利益	275,097	
その他営業外収益	66,560	398,613
営業外費用		
支払利息	19,487	
貸倒引当金繰入額	3,999	
その他営業外費用	2,604	26,091
経常利益		1,255,989
特別利益		
固定資産売却益	323,327	323,327
税金等調整前当期純利益		1,579,317
法人税、住民税及び事業税	431,736	
法人税等調整額	22,540	454,277
当期純利益		1,125,039
非支配株主に帰属する当期純利益		118,732
親会社株主に帰属する当期純利益		1,006,306



## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	500,500	75,357	19,041,822	△45,234	19,572,445
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△198,942		△198,942
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,006,306		1,006,306
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	807,364	—	807,364
2019年3月31日残高	500,500	75,357	19,849,186	△45,234	20,379,809

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日残高	257,505	—	18,097	△46,892	228,711	888,433	20,689,590
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△198,942
親会社株主に 帰属する当期純利益					—		1,006,306
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△34,720	△42,318	△39,913	△5,735	△122,687	104,023	△18,664
連結会計年度中の変動額合計	△34,720	△42,318	△39,913	△5,735	△122,687	104,023	788,699
2019年3月31日残高	222,785	△42,318	△21,816	△52,627	106,023	992,457	21,478,289

# 連 結 注 記 表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数 5社

連結子会社：東港サービス㈱、㈱ポートサービス、東京湾フェリー㈱、フェリー興業㈱、東亜汽船㈱

#### ② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社：㈱横浜貿易ビル、浦賀マリンサービス㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の非連結子会社の数 2社

会社名：㈱横浜貿易ビル、浦賀マリンサービス㈱

#### ② 持分法適用の関連会社数 6社

会社名：防災特殊曳船㈱、SOUTH CHINA TOWING CO., LTD.、千代田海事㈱、㈱パシフィックマリンサービス、宮城マリンサービス㈱、東京シップサービス㈱

#### ③ 持分法を適用していない非連結子会社(新昌船舶㈱他1社)及び関連会社(シビルポートサービス㈱他5社)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ取引……………時価法

たな卸資産……………主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

特別修繕引当金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。

## 4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生時から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 重要なヘッジ会計の方法

#### ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

#### ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：オイルアベレージスワップ

ヘッジ対象：燃料費

#### ・ヘッジ方針

商品（燃料）の市場相場変動等に伴うリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比較によって有効性を評価しております。

### ③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

### ④ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (表示方法の変更)

### 連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,044,959千円
2. 国庫補助金の受入による有形固定資産(船舶)の圧縮記帳額	81,158千円
3. 担保提供資産	
担保に供している資産	
船 舶	797,757千円
建 物	19,908 "
土 地	1,060,322 "
計	1,877,988千円
上記に対応する債務	
短期借入金	265,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	133,584 "
長期借入金	345,923 "
計	744,507千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,010,000	—	—	10,010,000

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	198,942千円	20.00円	2018年 3月31日	2018年 6月29日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	248,678千円	25.00円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

## (金融商品に関する事項)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については比較的期間の短い預金や既発国債等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の燃料油価格の上昇による変動リスクを回避し、安定的な利益を確保することを目的とした原油スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的及び純投資目的の債券、事業推進目的等の株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### (2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

##### (3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、複数の金融機関からの借り入れ、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては市場要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	11,554,954	11,554,954	—
(2) 売掛金	2,382,914	2,382,914	—
(3) 投資有価証券	1,319,696	1,319,696	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,022,385)	(1,022,385)	—
(5) 短期借入金	(1,395,000)	(1,395,000)	—
(6) 長期借入金 (※2)	(479,507)	(480,673)	1,166
(7) デリバティブ取引 (※3)	(60,724)	(60,724)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額511,964千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額2,677,474千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示には含めておりません。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,059円47銭
2. 1株当たり当期純利益	101円17銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

東京汽船株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園田博之 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口靖仁 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京汽船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

東京汽船株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園田博之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口靖仁 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京汽船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

東京汽船株式会社	監 査 役 会
常勤監査役	柿 坪 精 二 ㊟
監 査 役	池 田 直 樹 ㊟
監 査 役	岩 本 光 男 ㊟

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、個別業績に応じかつ継続可能な配当を実施していくことを基本方針としております。この方針に沿いまして、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円、総額248,678,325円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員9名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

[取締役候補者]

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 さいとうまさや 齊藤昌哉 (昭和7年8月21日生)	昭和46年7月 当社代表取締役副社長 昭和49年5月 株式会社ポートサービス代表取締役社長（現在） 昭和59年6月 当社代表取締役社長 平成元年6月 東京湾フェリー株式会社代表取締役社長（現在） 平成3年3月 東海汽船株式会社取締役 平成21年6月 当社代表取締役会長（現在） 平成28年3月 東海汽船株式会社社外取締役（現在） (重要な兼職の状況) 東海汽船株式会社社外取締役	1,358,845株
2	再任 さいとうひろゆき 齊藤宏之 (昭和35年10月6日生)	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社取締役事業企画部長 平成13年6月 当社専務取締役総務部・事業企画部管掌 平成15年6月 当社代表取締役専務取締役総務部・事業企画部管掌 平成21年6月 当社代表取締役社長（現在）	372,000株
3	再任 あだちすなお 安達直 (昭和28年2月22日生)	平成19年6月 商船三井タンカー管理株式会社取締役 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年7月 当社海務部部長 平成23年6月 当社取締役海務部長（現在）	5,000株
4	再任 やまざきじゅんいち 山崎淳一 (昭和32年2月21日生)	平成24年4月 当社営業部次長 平成25年6月 当社取締役営業部長（現在）	3,000株
5	再任 さとうこうじ 佐藤晃司 (昭和32年6月21日生)	平成24年4月 当社経理部次長 平成25年6月 当社取締役経理部長 平成27年6月 当社取締役総務部長兼経理部長（現在）	1,000株
6	再任 ぬまいひでお 沼井秀男 (昭和39年12月21日生)	平成25年4月 当社工務部次長 平成29年6月 当社取締役工務部長（現在）	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<div style="text-align: center;">新任</div> <small>まき しま やす ゆき</small> 卷 島 康 行 (昭和39年1月25日生)	平成29年4月 当社総務部次長（現在）	1,000株
8	<div style="text-align: center;">再任</div> <div style="text-align: center;">社外</div> <small>やま ざき じゅん いち</small> 山 崎 潤 一 (昭和22年4月12日生)	平成12年10月 東海汽船株式会社旅客部長 平成16年3月 同社取締役総務部長 平成19年6月 当社監査役 平成21年3月 東海汽船株式会社代表取締役社長（現在） 平成25年6月 当社社外取締役（現在） (重要な兼職の状況) 東海汽船株式会社代表取締役社長	なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち山崎潤一氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は山崎潤一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山崎潤一氏は、旅客船会社の経営者としての専門的な見識を有しており、その見識を引き続き当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 山崎潤一氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役柿坪精二氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

〔監査役候補者〕

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>かき つぼ せい じ</small> 柿坪精二 (昭和29年5月10日生)	平成15年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループよりみずほ総合研究所株式会社へ出向 年金コンサルティング部副部長 平成16年6月 同社上席執行役員年金コンサルティング部長 平成21年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役総務部長 平成22年3月 同社専務取締役 平成25年6月 当社常勤監査役(現在)	なし

- (注) 1. 柿坪精二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿坪精二氏は社外監査役候補者であります。
3. 柿坪精二氏につきましては、金融機関在籍時に培われた財務の専門知識およびその後の総務担当取締役としての経験を、引き続き当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。
4. 柿坪精二氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任される取締役川名勝氏および取締役小山武志氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かわ な まさる 川 名 勝	平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現在）
こ やま たけ し 小 山 武 志	平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現在）

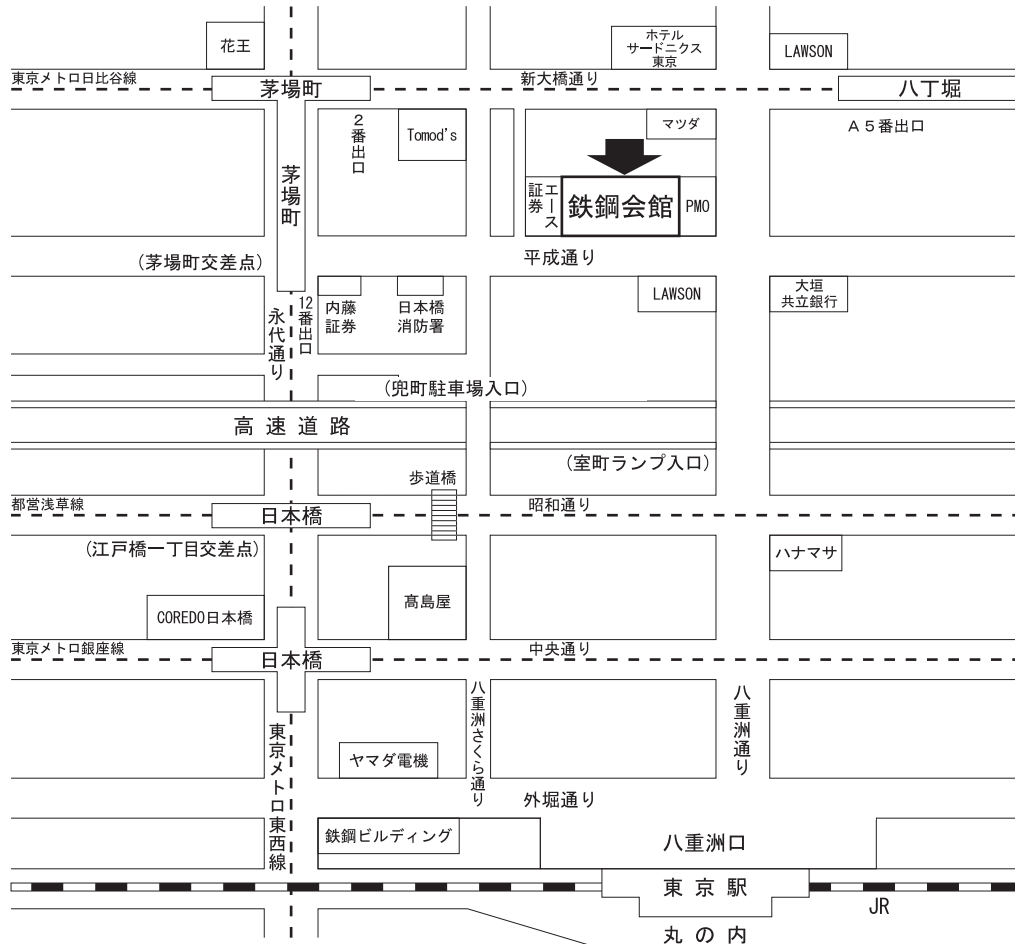
#### 第5号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役8名（社外取締役を除く）に対し、過去の支給実績および当期の業績等を勘案して、役員賞与40,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

以 上



# 株主総会会場ご案内図



- ・東京メトロ東西線「茅場町駅」下車、12番出口（日本橋消防署方面）徒歩約5分
- ・東京メトロ日比谷線「茅場町駅」下車、2番出口（八丁堀方面）徒歩約5分
- ・東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」下車、A5番出口（八丁堀交差点方面）徒歩約5分
- ・JR「東京駅」下車、八重洲口徒歩約15分

## 鉄鋼会館所在地

東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号

電話 0120-404855

携帯電話から 03-3669-4855